

二附近空地及爭議園本部ニ集合事業主定ニ向ケテ示威運動ヲ計  
 画セラルヨ同日ノ交渉好轉セリヲ以テ計畫ヲ中止シ其ノ旨各支  
 部ニ指令セリ

一交渉状況  
 六月二十六日午前十一時ヨリ従業員代表望月・比田・高田・  
 田中等ハ調停員ニ出頭シ事業主代表吉田實ト折衝セリカ結果

別記實書ノ通解決  
 及申(通)報候也

學  
 言

吉田大理事大出第二工場對従業員ノ勞務爭議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ本條件ヲ  
 以テ圓滿解決シタルニ對テハ茲ニ勞務三區ヲ作成シ各事業者双方及調停者各一區上  
 ニ保持スルモノトス

記

- 一従業員八工場前線ヲ認ムルコト
- 二工場主ハ解雇者各工十名ニ對シ解雇手續トシテ各自ノ日給ノ三ヶ月分宛テ支  
 給スルコト
- 三工場主従業員對シ爭議中ノ日給トシテ一ヶ月分ノ日給ノ三合ノ一宛テ支給ス  
 ルコト
- 四工場主ハ臨時工ニ對スル同情金更ニ社トシテ金八百四十日ヲ支給スルコト(臨時  
 工ハ今二百四十日)
- 五工場主ハ若シ將來大出第二工場ヲ再ニ開ク場合ハ閉鎖當時ノ従業員ヲ優先的ニ  
 採用スルコト
- 六高橋工場ニ於テ臨時工ノ父母ノ場合ニ之優先的ニ雇傭スルコト

昭和六年六月二十六日  
 吉田大理事 工場主代理  
 吉田大理事 代表  
 吉田大理事 代表  
 吉田大理事 代表  
 吉田大理事 代表